農業機械の安全対策に取り組みましょう！

お問い合わせ先
農業振興普及課
☎0959-72-5115

令和５年の農作業事故死亡者数は全国で236人でした。
特に農業機械作業に係る死亡事故は147人と全体の約３分の２を占めています。
農作業事故を未然に防ぐ、安全対策の強化に今一度取り組みましょう。

○安全キャブ・フレーム付のトラクターを使用しましょう。
○シートベルト・ヘルメットの着用を徹底しましょう。
※シートベルトの非装着でトラクター等の交通事故の致死率は9倍に上昇します！
○作業時は常に周囲の状況に注視し、危険な場所を回避しましょう。
○農業機械の日常的・定期的な点検・整備を行いましょう。

今年度も例年通り猛暑が予想されます。こまめな休憩と水分補給を心掛けましょう。
※一定要件で労災保険の特別加入ができます。詳細は二次元バーコードを読み取ってご確認ください。

農林水産省　農作業安全対策　検索

令和７年度から農地の貸し借りの仕組みが変わりました

お問い合わせ先
農業振興普及課
☎0959-72-5115

令和５年４月の農業経営基盤強化促進法（※以下、基盤法）の改正により、令和７年４月以降、基盤法に基づく相対の農地の貸し借りは、農地中間管理機構（※以下、農地バンク）を経由した貸し借りに一本化されました。
農地法第３条に基づいて農業委員会の許可を受けて貸し借り（利用権設定）を行うことは引き続き可能です。
農業委員会に届けずに農地を貸借することは、引き続き農地法違反です。他者から借りてご自身が耕作している農地は農業委員会に届け出をされていますか？
未届けの場合は、農地バンクを介した貸借を、ぜひご検討ください。

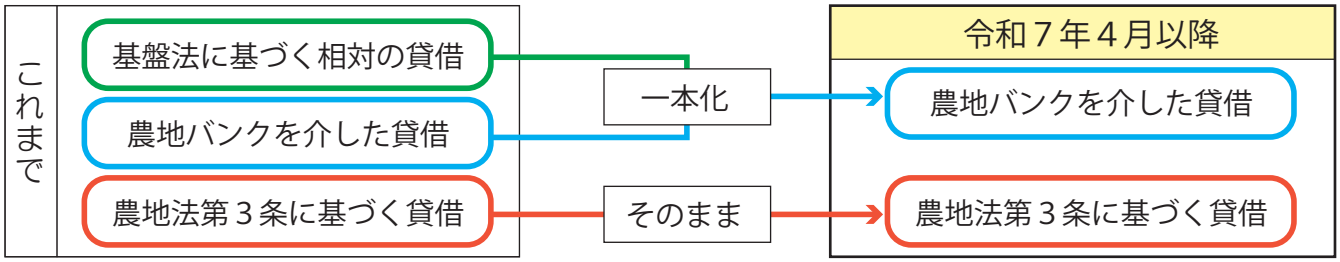

現在、基盤法に基づく相対の農地の貸借をされている方は、契約終了までは継続できますが、農地バンクへの乗換もできます。基盤法に基づく更新は継続できなくなります。
農地バンクは営利を目的としない公的機関です。手続きは、貸し借りしたい農地のある市町の窓口（農政担当課、農業委員会等）で行っています。
相談窓口でご確認ください。

農地を貸したい方はこちら　長崎県農業振興公社　検索